

第11回産業建設常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成30年9月14日（金）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成30年9月14日（金）午後0時6分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
3番 佐藤 武君 4番 佐々木雄司君 8番 治徳 義明君
10番 行本 恭庸君 14番 佐藤 武文君 18番 金谷 文則君
- 5 欠席委員
なし
- 6 説明のために出席した者
市長 友實 武則君 副市長 倉迫 明君
産業振興部長 有馬 唯常君 産業振興部政策監 一阪 郁久君
建設事業部長 塩見 誠君 建設事業部参与兼地域整備推進室長 加藤 孝志君
赤坂支所長 黒田 靖之君 熊山支所長 入矢五和夫君
吉井支所長 徳光 哲也君 農林課長 是松 誠君
商工観光課長 歳森 信明君 建設課長 杉原 洋二君
上下水道課長 金島 正樹君 赤坂支所産業建設課長 森本 一也君
熊山支所産業建設課長 大崎 文裕君 吉井支所産業建設課長 中務 浩行君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 奥田 吉男君 主幹 黒田 未来君
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第47号 赤磐市地方活力向上地域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第24号）
 - 2) 議第50号 赤磐市工場立地法準則条例（赤磐市条例第27号）
 - 3) 議第51号 平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）
 - 4) 議第56号 平成30年度赤磐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 5) 議第57号 平成30年度赤磐市宅地等開発事業特別会計補正予算（第1号）
 - 6) 議第58号 平成30年度赤磐市竜天オートキャンプ場特別会計補正予算（第1号）
 - 7) 議第59号 平成30年度赤磐市財産区特別会計補正予算（第1号）
 - 8) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（治徳義明君） 皆様、おはようございます。

ただいまから第11回産業建設常任委員会を開会いたします。

開会に先立ち、友實市長より挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

今日は、皆様大変お忙しい中、第11回の産業建設常任委員会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の審査いただく内容でございますけども、9月定例会市議会にお諮りしております議案案件、さらにはその他として、事業の進捗状況等についてお話をさせていただければと思います。慎重なる審査の後に、適切なる御決定をいただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議第47号赤磐市地方活力向上地域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第24号）から議第59号平成30年度赤磐市財産区特別会計補正予算（第1号）までの7件であります。

それではまず、議第47号赤磐市地方活力向上地域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第24号）を議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） 議第47号赤磐市地方活力向上地域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第24号）につきましては、本会議のほうで御説明申し上げておりますので、補足説明はございません。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

執行部からの説明が終わりましたが、これから質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 固定資産税というたら、基本的には税務課じゃけど、産建に対してどこがどういうふうに関連しとんか、その説明をまず求めます。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 歳森商工観光課長。

○商工観光課長（歳森信明君） 赤磐市地方活力向上地域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、商工観光課との関連についての御質問をいただきました。

こちらの条例につきましては、東京への一極集中を是正し、東京23区から本社機能の移転あるいは地方の本社機能を拡充するものに対しまして、固定資産税の特例を受けられるものがございます。地域の企業誘致あるいは企業の育成の観点から、こちらのほうで条例の改正のほうをさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） そげなしゃくし定規な物を言うな。ちゃんとみんなが聞いてわかるようなことを言え。どこの部分がどういうふうになるから、どうなるかというのを、わかりやすい説明をせえ、もっと。

○委員長（治徳義明君） それでは、適切な説明をもう一度お願いいたします。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） このたびの条例改正におきましては、その背景に地域の産業振興、こうした目的がございます。こうした関係で、この固定資産税の課税の減免、こうした取り組みを行いますので、当委員会のほうにおいて御説明を申し上げているところがございます。

○委員長（治徳義明君） 行本委員、よろしいですか。行本委員。

○委員（行本恭庸君） ただそれだけじゃわからんから聞きよんじゃ。どこがどうなって、どうなるかというのを聞きよんじゃ。じゃから、わかりやすう言えよ。しゃくし定規に文章で書いたようなものを、条例を読んでから何でもわかるか、誰でも、おめえ。わかりにくう、わかりにくう書いとろうが。そうじゃなしに、もっとかみ砕いて、ちゃんとここがこういうふうになるからこうで、ですからこういうふうにならんと審議していただいてやらにゃいけんのですという、具体的にわかるように、子供に言うように、わかるように教えてくれ。

○委員長（治徳義明君） 答弁をお願いいたします。

有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） このたびの法改正におきましては、固定資産税の課税標準を3年間ゼロにするという取り組みでございます。この背景におきましては、先ほど担当課長も申し上げましたが、東京への一極集中、こうしたことを是正する目的がございます。本市におきましてもそうした企業の進出、また地域内の事業者が取り組まれる産業活動、こうしたも

のを支援したいというふうに考えております。そうしたところから、この条例改正におきまして当委員会に御説明を申し上げておるところでございます。

○委員長（治徳義明君） よろしいか、行本委員。

○委員（行本恭庸君） わかりません。ちょっと。

○委員長（治徳義明君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 言われるのはわかる。例えば、産建に出てきとるわけですから、それは審査せえということですからわかりますが、ほんならそういう東京都に一極集中するとか、そういう理由を言われた、それから産業関係になると、それは産建にも関係します。しかし、ただそれだけのこと、全体的に考えた場合には産建だけの所管じゃない部分もあるんじゃないんですか。ほんなら、ほかの委員会等でそういうところもやられとんですか。やっぱり全体的なものをやってもらうて、それで産建の部分はこの部分が該当するんで、へえでこういうふうになりますんでどうでしょうかという、もっとわかりやすい説明をしてくれなんだから。我々はプロパーじゃないんじゃないから。たとえ議員であろうと利口なのもおりゃあ、あほうもおるんじゃない。もっとわかりやすい説明をしてくれにゃいけんが。誰に言うても理解してもらえないような説明を、それが欠けとるからいろいろ問題になりようる、スムーズに行かんんじゃないか。

○委員長（治徳義明君） どうでしょうか。もう一度答弁できますか。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） このたび審査いただきますこの条例改正におきましては、法の趣旨といたしまして企業の地方拠点強化に関する課税の特例の拡充、それから地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設などの取り組みがございます。こうした取り組みの中で、先ほど申し上げました課税の特例の拡充、こうした取り組みを行うための条例改正でございます。

この条例改正の内容につきましては、先ほども申し上げましたとおり、固定資産税の課税標準を3年間ゼロにすると、こうした取り組みになっておりますので、御理解をお願いいたします。

○委員長（治徳義明君） よろしいか。

そのほかに質疑は。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 中小企業等経営強化法という法律がありますね。この法律も同じように特例法がこの3月かなんかに通って、固定資産税の2分の1減免が全額減免3年間という感じに変わって、これを地場産業の育成ということで取り組んでいこうという話になってるんですけども、それとこの分の関係というのはどうなんですか。二重に行けるんですか、行けないんですか。市町村は、要するに中小企業庁さんがお出しになられている計画だとか認定だと

か関係ないんですよね。これは中小企業庁さんが出すものですから。ということになったら、固定資産税はもう市のほうで結局3年間減免する、この条例に基づいてするという話になったときに、その申請はできるんですか、できんのんですか。答えられるか。これは実務。

○委員長（治徳義明君）　どんなでしょうか。いや、わからないんだったら、わからないから調べますとか、そういう答弁を。

　　暫時休憩します。

　　午前10時11分　休憩

　　午前10時15分　再開

○委員長（治徳義明君）　再開いたします。

　　歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君）　まず、今回変更となります認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画につきましては、今回の法律の改正によりまして準地方活力向上地域としまして、近畿圏及び中部圏の……。

○委員長（治徳義明君）　今ちょっとしゃべってるので。

○商工観光課長（歳森信明君）　中心部が新たに規定されたことに伴いまして、こちらの計画の中に「等」というものが入ったものでございます。

　　それから、第2条中でございます。2条中の平成30年3月31日を平成32年3月31日までに2年間延長することによりまして、この2年間に計画のほうが出されたものにつきまして特例の対象となるものでございます。

○委員長（治徳義明君）　濟いません。その前に、ちょっといいか。さっきの佐々木委員が言われた関連性について御答弁をお願いいたします。それが全く出てきてない。

○商工観光課長（歳森信明君）　先ほどの佐々木委員がおっしゃられた3年間税率をゼロにすると言われた件につきましては、こちらについては設備のみを対象としたものだと思っております。それから、今回対象となるものにつきましては、家屋それから構築物、あと設備等の償却資産、あとそれに関する土地でございます。こちらにつきまして東京23区から移転されたものにつきましては、最初の年が100分のゼロに、2年目につきましては4分の1に、3年目につきましては2分の1となるものでございます。本社機能を充実したものにつきましては、1年目がゼロ、2年目が3分の1、3年目が3分の2と軽減をするものでございます。

○委員（佐々木雄司君）　はい。

○委員長（治徳義明君）　佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君）　設備投資部分ですよ。そのとおりだと思います。これは併用はできるんですか。

○商工観光課長（歳森信明君）　委員長。

○委員長（治徳義明君）　歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） 併用については、できません。

○委員長（治徳義明君） よろしいか、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、この中小企業等経営強化法で計画を出して認定を受けている人は、この申請をしたら、計画を出して認定を受けて、例えばことし申請を出して設備投資の減免措置を受けてると。法人税の減免も受けますよね。減免を受けているという人はこの法律に適用しようと思ったら、この条例というのは条例外、適用外になるわけか。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） 先ほど説明がちょっと不足しておりました。申しわけございません。

このたびの条例の改正部分につきましては、東京23区から本社機能を移転した企業、あるいは地方の本社機能を充実した企業でございまして、そちらの本社機能の移転あるいは本社機能を充実させた部分について、こちらの条例を適用するものでございます。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） だから、そういったぐあいに補助金を移転させるとか充実させるとかしたようなところが、同時に設備投資している可能性もあるわけで、その場合は併用できるんですか。

○商工観光課長（歳森信明君） はい。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） 併用ということではなく、先ほど申しましたように1年目がゼロ、2年目が4分の1とか3分の1とかになりますので、計画を出していただいて有利なほうの選択ということとなります。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 今僕は何を想定して御質問させていただいているかといいましたら、工場誘致です。あり得るケースなのかなと思って、それでお尋ねをされていて、今うちでも、赤磐市は工場の誘致ってやっていますよね。そこをはっきりさせていただかないと、その企業さんに対するアプローチというところもやっぱり低下するでしょうし、むしろ向こうさんから問い合わせがきたときに、今のようなたどたどしい説明をしていたのではパートナー行政として果たして信頼を勝ち取ることができるのかな。不信感や、あるいは信頼をしていただけないということになると、やっぱり競合するパートナー行政があった場合、そっちにとられる可能性もありますよね。だから、そこをはっきりと歯切れよくこうですよということで、こちらでレクいただく話じゃないんですけども、そこはやっぱりちゃんと質問、質疑に答えていただきたいと思うんですが。これは併用できるんですか、できないんですか。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） 先ほどから申し上げまして、本社機能につきましては、本社機能は事務所、研究所、研修所、工場内の研究開発施設が対象となっておりますので、一部設備でかぶるものがあるやもしれませんが……。

○委員長（治徳義明君） もうそれで答弁は終わりですか。

暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○委員長（治徳義明君） 再開します。

歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） ちょっと説明が誤ってありました。済いません。

今回の地方活力向上地域に係る条例につきましては、本社の総務的機能が対象ということでございます。先ほど申しました事務所や研究所、研修所などが対象でございます。先ほど佐々木委員のほうから御質問がありましたものにつきましては、製造設備が対象ということでございますので、対象が別ということでございます。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） よろしいか。

○委員（佐々木雄司君） よろしい。

○委員長（治徳義明君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） まあようわかりませんが、いずれにしたところで赤磐市に余りいい話じゃないと思う。それに、もとの根本が今言うた、例えば東京23区からとか、それから他の都市とかなんとかそういう理由をつけて、うちがそういうものをつくったんなら、それはわかるで。そうでなしに、国がそういう方向を決めてしとんじやったら、そういうふうにもう、押しつけられとんのを押しつけられとるでやる、仕方なしにこういうふうにせにやいけませんのんじやあと言やあ、ああもうんもねえわ。じゃろう。それを何ぼ反対してみたところで、どねえしょうもねえわけじゃ。だから、最初からそういうふうに、そういう説明の仕方をすりゃあええんじやないん。うちがつくる条例の、赤磐市条例で新しくこういうものをつくるというんなら、それは今の小瀬木の工業団地が製造業の関係で今募集をかけたる、締め切りはしとらあな、とりあえずは。そういうところでほんなら来ていただきたいという、条件をようするためにつくるんじやというんならわかる。しかし、これは国から来たもんじやったら、全国的に全部同じ条件で話をしとるはずじゃから。ほしたら、うちだけじゃねえわ。そんなものをつくって、ほんならすぐ飛びついてくるような業者は、それはもう固定資産税を2年、3年ゼロにしたからというて、そんなことだけで飛びついてくるような企業はおりゃあせんよ。もっとほ

かに、企業誘致するんなら、もっと赤磐市独特のことで引っ張ってこれるような、少々痛みは伴うても将来的に見たらメリットがあるんだというような方策でつくっていくんなら、それはわかるよ。押しつけられとんじゃというて、はっきりそう言やあええんじゃ。そうならそうですというたって、何ぼ反対してみたところでいけんわけじゃから。じゃからな、物事はそういうふうにわかりやすい話をしてくれと言よんじゃ、わしは。

以上。もう答弁はいいわ。したってろくなことはねえ。

○委員長（治徳義明君） いや、ただ、今行本委員の御質問の、効果とかという御質問もされているので、ちょっと効果について答弁だけしとってください。この法律ができたことによる効果とか、そういったものの御質問があったわけですから。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） こちらの条例の改正による効果でございますが、赤磐市に本社機能を移転していただく、あるいは赤磐市の本社機能を充実していただくことによりまして、新たな雇用が生まれてきたりとか、固定資産税の増加などが期待されるものでございます。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） 佐藤副委員長。

○副委員長（佐藤 武君） ちょっと確認といいますが、質問を含めてですけど、要するにこれは28年に条例が可決して施行してるということの中で、今回一部改正をするということで、税制面の優遇措置を講ずるということに理解しているんですけども、具体的に23区からの本社機能移転という説明もあったんですけど、今までの答弁を聞いてますと、実際の移転というのはなかったのかなというふうに思うんですが、実際に28年に条例を施行して移転があったんですか。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） 28年に条例を制定してから、東京23区内からの本社機能の移転は今のところございません。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） よろしいか。

○副委員長（佐藤 武君） はい。

○委員長（治徳義明君） そのほかに。

他にないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、議第50号赤磐市工場立地法準則条例（赤磐市条例第27号）を議題として、これから

審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい、有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） 議第50号赤磐市工場立地法準則条例（赤磐市条例第27号）につきまして補足説明がありますので、担当課長より御説明いたします。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） それでは、議第50号赤磐市工場立地法準則条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、第3条でございます。第3条で、緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を定めておるものがございます。国の基準におきましては緑地が20%以上、環境施設が25%以上となっておるものを、準工業地域においては10%、工業地域、工業専用地域並びに用途地域の定めのない地域につきましては15%引き下げて緩和をするものがございます。

それから、第4条でございます。第4条では、駐車場の緑化ブロックあるいは屋上や壁面の緑地など、建築物、屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合を国の基準である25%から50%へ引き上げるものがございます。

1枚めくっていただきまして、第5条でございます。第5条につきましては、敷地が2以上の区域にわたる場合におきまして、敷地の面積割合が最も高い区域の規定を適用することとしておるものがございます。

補足説明は以上とさせていただきます。

○委員長（治徳義明君） 執行部からの説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、議第51号平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）を議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いします。

なお、説明は、補正予算書及び説明資料のページ番号を言うてから行うようお願いいたします。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） それでは、議第51号平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明のほうをさせていただきます。

一般会計補正予算書の11ページ、それから補正予算説明資料の13ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、3目観光費では、平成30年7月の豪雨によりまして吉井城山公園の休憩所の裏側ののり面が崩れたことによります災害復旧に係る工事請負費1,310万円を計上しておりますのでございます。財源としましては、単独災害復旧事業の災害復旧債1,310万円を充当するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○委員長（治徳義明君） 杉原建設課長。

○建設課長（杉原洋二君） 続きまして、建設課より補足説明をさせていただきます。

補正予算書のほうの11ページ、同じく説明資料の12ページ、13ページをお願いいたします。

8款土木費の河川費の関係です。吉井支所で現在所管をしております乗用の草刈機購入に伴う費用353万円の計上を予定いたしております。

また、歳入につきましては、これは県補助金といたしまして購入に係る費用の2分の1相当額の176万5,000円を見込んでおります。

続きまして、8款住宅費です。5月25日火災により焼失をいたしました熊山の円光寺の市営住宅、これの解体除却費用617万8,000円、並びにさきの豪雨災害で崩壊をいたしました山陽地域の緑が丘住宅、これののり面の修繕工事40万円、合計で657万8,000円を計上するものであります。

なお、火災に伴う解体除却費につきましては、火災の共済金500万円を計上いたしております。

次に、補正予算書の12ページ、13ページ、同じく説明資料の14ページ、15ページでございます。

これ以降、主に7月に発生をいたしました豪雨災害での災害復旧費の関係の事業費です。

まず、農林水産施設災害復旧費で、農地費の関係です。市内の農地56件で被災を確認しております。これの復旧工事費8,875万円、同じく2目では農業用施設災害関係です。ため池、農道、水路などでございます。災害復旧と修繕を合わせまして287件、これらの復旧工事費並びに修繕料1億9,226万円、同じく治山施設災害の関係です。これは、林地、林道などでございます。28件の復旧工事費並びに修繕料6,850万円、以上で農林水産施設災害関係で3億4,951万円を計上するものであります。

また、13ページの公共土木施設関係でございます。

1目の道路橋梁災害復旧費では、市内全域の市道につきましての復旧工事費並びに修繕料1億9,257万円、同じく2目では河川災害復旧費で、現在赤磐市が管理しております河川32カ所

に係る修繕料1,550万円、以上公共土木施設災害復旧費で合計で2億807万円、先ほどの農林水産施設と公共土木施設合計で5億5,758万円、これの補正をするものでございます。

なお、歳入につきましては、国庫補助金のほうが現在の予定ですと1億7,733万5,000円、地方債のほうを8,970万円、また受益者からの負担金のほうが4,423万円、一般財源のほうが2億4,631万5,000円、これらを見込んでおります。

このように災害復旧につきましては、現在測量設計のほうを建設課並びに支所産業建設課のほうで進めております。こういった中で、地元からの報告の漏れでありますとか、新たな被災カ所の確認で事業費のほうの増減が今後見込まれていくものであります。最終的には、12月もしくは3月で事業費の過不足による補正が必要となってくるものでございます。

また、災害復旧費につきましては、国からの国庫補助金、西日本豪雨災害でかなりの被害を受けております。今年度で国から満額の内示が受けられない可能性がございます。次年度での予算配分なども想定をされるものでございます。

建設課からは以上です。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

ただいま執行部からの説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

○委員（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 佐藤武文委員。

○委員（佐藤武文君） 災害関係の予算について質問をさせていただきたいと思います。

この件については、閉会中の委員会において、当委員会の中で、私も発言をさせていただいておりますけど、専決をしてでも、できるだけ早い時期にそういうふうな復旧をしていただきたいということを申し出をして、設計にかかる予算については専決でやられておられます。しかしながら、事業費関係については専決ではなくて補正予算を組まれたということに対して、市長に対する意気込みが若干薄れてきたのではないかなというふうに私は感じております。

しかしながら、市長は、同僚委員の質疑の中で、3月いっぱいまでに何とかしてでもこの事業についてやるというようなリップサービスの答弁をされておられます。私は、そのようなことの中で、これは市長にお伺いしたいんですけど、今の体制の中でこれだけの災害についての対応ができるのかどうか。このことについては、先般の閉会中の委員会の中でも同僚委員のほうから、私は発言があったというふうに記憶いたしております。プロジェクトチーム、そういうふうな組織を組まずに今の体制の中で、この事業が本当に来年の3月いっぱいまでに事業完了ができるのかどうかということについて、市長の見解と考え方をお伺いしたいと思います。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

友實市長。

○市長（友實武則君） この災害復旧に対する意気込みは、本会議場でも御答弁させていただ

いたとおりでございます。年度内に完成を目指して、鋭意努力していくという思いは変わりません。

また、組織についての御提案をいただきました。ありがとうございます。その御提案の趣旨も踏まえて、これから組織についても考えをさせていただければと思います。

ありがとうございます。

○委員（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 佐藤武文委員。

○委員（佐藤武文君） それはそういうふうな上手な答弁をされたら、私は困ると思うんです。

要するに災害が今起きたわけじゃないんです。これは7月に災害が起きてるんです。それを、7月の委員会の中でも同僚委員のほうから確かそういうような発言があったと、私は記憶いたしておりますけど。そのときにも、そういうことは一つも感じていただかなくて、ああ言えばこう言う、こう言えばああ言うとか誰かがよく言われておったような答弁をされて、なかなか的を射ないというのが市長の答弁じゃないかなというふうに思うんです。やるやると言うても、今の体制の中で、私はちょっと無理ではないかなというふうに思っております。日々のいろいろな業務がある中で、この災害対策の対応だけを職員ができるというような、私は体制ではないというふうに思っておりますので、本当に市長がやるやると言うて、今やってもろうたんじゃもう、私は遅いと思うんです、もう既にできてなければならぬと思うんで。その辺のことについて、再度市長のほうに答弁を求めたいと思います。

○委員長（治徳義明君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 遅いかもかもしれませんが、そういう意気込みを示していきたいと思いません。

以上です。

○委員長（治徳義明君） よろしいか。

そのほかに。

○副委員長（佐藤 武君） はい。

○委員長（治徳義明君） 佐藤副委員長。

○副委員長（佐藤 武君） ちょっと参考までに教えてほしいんですけれども、さっきの説明で、地元負担が4,423万円でしたか、という説明があったかと思うんですが、この地元負担についてはおおむねもう了解済みということで、当然予算書、契約、やってる工事もあると思うので、特に大きな問題はなかったというふうに理解していいんでしょうか。

○委員長（治徳義明君） 杉原課長。

○建設課長（杉原洋二君） 被害額の確認をした段階で、概算工事費のほうを積算させていただきます。その中で、地元の関係者の方と負担額の総額については御了解をいただいているも

のと認識をしております。ただ、この中で地元のほうがどうしても負担に応じられないという
ようなものは、もう事業の中止とかも多少はあるかと思いますが、今の現段階ではおおむね
解をいただいているという認識でございます。

○委員長（治徳義明君） よろしいか。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 先輩議員のこの質疑をちょっとお借りするような形で、市長、申し
わけないんですが、遅いかもしれないけども、遅い間に被害に遭われた方というのは、不自
由な生活をされていらっしゃるわけですよ。もしかしたら、経済的な損失がうちの赤磐市に
発生しているかもしれないですよ。遅いかもしれないということで、そういうぐあいに今ま
でできてなかったことをお認めになれるんだったら、何らかの形で、市長、お考えをその間
自分がどうするべきであったのかということの考えは、示していただかないといけないんじ
ゃないんですか。どう思われますか。

○委員長（治徳義明君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 執行者として、しっかりと災害復旧に望んでいくということでござい
ます。

以上です。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それはこれからの話ですよ。だから、今までできてなかったこと
については、どういったぐあいにお考えになれるのか、そこはやっぱり示していただかない
と、被害を受けていらっしゃる方とか経済的損失を受けて支払いができずに困っていらっし
やるような方が、もしかしていらっしゃるかもしれないわけですよ。そういう方々に対して、ど
ういうお気持ちになれるわけですか。市長さん。

○委員長（治徳義明君） 友實市長。

○市長（友實武則君） あくまで災害復旧工事の進行に関することであって、これは、遅いか
もしれないというのは、我がほうの組織の体制についての話であって、それが被害額を増大さ
せるということではないと認識しております。

以上です。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 組織のトップは市長さんですよ。であれば、組織のトップで組織
をそういう現場、状況にあわせて変化させることができずに、災害復旧が十分できておらず
に、市民生活や経済活動にマイナスを与えているんだったら、それはトップとして何か責任を
感じていただかなきゃいけないんじゃないんですか。

○委員長（治徳義明君） 友實市長。

○市長（友實武則君）　そういう市民に損失を与えてしまっているということではないと認識しております。

以上です。

○委員長（治徳義明君）　よろしいですか。

そのほかに。

よろしいですか。

○委員（行本恭庸君）　はい。

○委員長（治徳義明君）　行本委員。

○委員（行本恭庸君）　今回かなりの数の、金額的にはなんですけど、数的にはかなりの箇所が災害でめげとりますが、これを3月31日までに頑張ってくださいというんじゃないから、それは頑張ってもらわなきゃいけないのじゃけど、現実にそれだけの箇所数があって、交通の関係とかいろんなところを考慮して事業をやっていって、今の地元の土木、建設関係の対応ができるかというたら、なかなかこれは難しい話がまず1つあると。

それと、もう1つ現場がどんどん、どんどん動いたら、今度は逆に職員が、ほんなら今の職員でその現場の守りができるかというたら、なかなか守りはしづらい状態になってしまうようになるんですよ。だから、それをやっぱり、業者のほうについては市のほうがどうこう言うのはなかなか難しい問題がありますからできんですけど、じゃけど職員の体制というものは、例えば一つ災害が起きるとか、工事を発注、こういう工事をするというようないろんな段階の中で見て、当然測量から設計から、用地買収から始まってそういう段階を踏んで工事を完成するわけですが、それにも委託費がかなりふえとる、昔に比べたら。だから、それを少しでも少なくし、そして積算ができたならそういうものが現場へ出れば、また現場のほうも見れる。いい工事をさせることができる。そうするためには、今の体制では私は無理だと思う。今職員が人事異動であっちこっちやられよるけど、私は好ましゅうねえと思う。町村ならいざ知らず市になったら、今4万4,000からの市になっとるわけじゃ。山陽町が一番多いときは2万2,000しかおらんんだんじゃ。その倍以上の今町になっとるわけ。旧3町も寄せてじゃからな。じゃから、そういう段階でやれば、やっぱり今まで一生懸命やってこられた職員さんをぽんとほかのほうへやって、今度は素人のを引っ張って、そういうやり方というものは、わしはやめていただかにおえんと思う。やっぱり、それこそようプロパーといわれる職員がおるけど、そういうプロパー的なものを現場に、課に、部にずっとおらすと。へえで、その中でも、例えばうちで言えば、建設もあれば農林関係もあれば災害もあり水道もありやあ、下水もあったり、職員をずっと回せるわけですよ。しっかりした技術を持つとる人間をよそに出してしもうて、そういうことはやっぱりやめにゃいけんと思う。そうすることがやっぱり、職員が少のうても少しでも切り回しもできるし、現場も十分わかっている。それを私は、それは1カ所に職員を集めることはいろんな問題が起きるといような……。

○委員長（治徳義明君） 行本委員、災害の質疑なので、済いません。

○委員（行本恭庸君） あるんじゃないけど、それはもう、これはどうこうない。問題はな……。

○委員長（治徳義明君） わかります。言われとることはわかりますけど……。

○委員（行本恭庸君） できるような体制づくりを何でしないんですかということ聞きよんです。

○委員長（治徳義明君） はい、わかりました。答弁をお願いします。

友實市長。

○市長（友實武則君） できる限りの体制を整備してやっていくということでございます。御理解をよろしくお願いします。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 済いません、ちょっと僕、メモを今とれなくて、もう1回市長、確認するんですが、災害復旧に関し、今まで十分な体制がとれていなかったことは認めつつ、市民には迷惑をかけていないという御答弁でよろしかったですかね。

○委員長（治徳義明君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 違います。市役所の体制に佐藤委員がおっしゃられたような体制がとれていなかったのも、それは必要に応じて整えていくと申したことでございます。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 先ほど僕の質疑に対して、市民には迷惑をかけていないということ言い切られましたけど、あれは、もう1回確認なんですが、市民には迷惑をかけていないという御答弁でよろしかったですか。

○委員長（治徳義明君） 友實市長。

○市長（友實武則君） この応急復旧等を含めて、できる限りのことを行いました。それが余分に市民に負担をかけるということにはつながっていないと思っています。

○委員長（治徳義明君） 災害の質疑なので、もしあれであればその他でやっていただいても結構なんですけど。

はい、もう最後。

○委員（佐々木雄司君） はい。後で議事録を確認させてください、市長の答弁が変わっている可能性がありますので。よろしくお願いします。

○委員長（治徳義明君） そのほかに。

なければ、これで質疑を終了いたします。

続いて、議第56号平成30年度赤磐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○建設事業部長（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 塩見建設事業部長。

○建設事業部長（塩見 誠君） 下水道事業特別会計補正予算につきましては、本会議におきまして御説明をさせていただいておりますので、今回追加説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（治徳義明君） 補足説明はないということでございます。

これから質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） なければ、これで質疑を終わります。終了いたします。

続いて、議第57号平成30年度赤磐市宅地等開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○建設事業部長（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 塩見部長。

○建設事業部長（塩見 誠君） 宅地等開発事業特別会計につきましても、本会議で御説明をさせていただいております。追加説明につきましては今回ございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（治徳義明君） これにつきましても、補足説明はなしということでございます。

これから質疑を受けたいと思いますが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ないというお声ですけども、よろしいですか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

続いて、議第58号平成30年度赤磐市竜天オートキャンプ場特別会計補正予算（第1号）を議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい、有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） 議第58号平成30年度赤磐市竜天オートキャンプ場特別会計補正予算（第1号）につきましては、本会議のほうで御説明申し上げておりますので、補足説明はございません。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

これにつきましても、補足説明はなしということでございますけれども、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ないというお声でございますので、これで質疑を終了いたします。

続きまして、議第59号平成30年度赤磐市財産区特別会計補正予算（第1号）を議題として、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） 議第59号平成30年度赤磐市財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、本会議のほうで御説明申し上げておりますので、補足説明はございません。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

これにつきましても補足説明なしということでございますけれども、何か質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ありませんというお声ですけども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これで質疑を終了いたします。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時8分 再開

○委員長（治徳義明君） それでは、再開いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第47号赤磐市地方活力向上地域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第24号）から議第59号平成30年度赤磐市財産区特別会計補正予算（第1号）までの7件について採決をしたいと思えます。

まず、議第47号赤磐市地方活力向上地域に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第24号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（治徳義明君） 起立全員です。したがって、議第47号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第50号赤磐市工場立地法準則条例（赤磐市条例第27号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（治徳義明君） 起立全員です。したがって、議第50号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第51号平成30年度赤磐市一般会計補正予算（第3号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（治徳義明君） 起立全員です。したがって、議第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第56号平成30年度赤磐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（治徳義明君） 起立全員です。したがって、議第56号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第57号平成30年度赤磐市宅地等開発事業特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（治徳義明君） 起立全員です。したがって、議第57号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第58号平成30年度赤磐市竜天オートキャンプ場特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（治徳義明君） 起立全員です。したがって、議第58号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第59号平成30年度赤磐市財産区特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（治徳義明君） 起立全員です。したがって、議第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対して閉会中の継続調査及び審査の申し出をしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

それでは、このように申し出をしたいと思います。

なお、委員長報告については委員長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 先ほどの議事録を御確認いただいて、市長が市民に迷惑をかけていないとおっしゃられたことについてのやりとりは、ぜひ文言を入れてください。

○委員長（治徳義明君） 文言を。

○委員（佐々木雄司君） はい、よろしくお願いします。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。検討させていただきます。

ただいまの佐々木委員のほうからのことにつきましては、ちょっと検討をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、その他に入ります。

その他、委員さん、または執行部から何かありましたら発言をお願いいたします。

○農林課長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 是松農林課長。

○農林課長（是松 誠君） それでは、その他で事業の進捗状況につきまして御報告いたします。

お手元の産業振興部資料1ページをごらんいただきたいと思います。

2のその他、まず1番目、平成30年9月2日は是里のぶどう園地などにおきまして、是里ワイン醸造場、是里ぶどう生産組合の主催によりますぶどう収穫ボランティアが行われております。こちらは、消費者にワイン用ぶどうの収穫体験をしてもらうことにより、地域やワインへの愛着の醸成や赤磐産ぶどうを初めとする本市の魅力をPRし、誘客と消費拡大につなげることを目的としております。また、収穫作業後は、生産者と参加者が是里ワインの試飲や、地元食材を使った昼食を交えることによりまして、都市と農村の交流を図る企画となっております。

次に、2番目ですが、平成30年9月3日、是里ぶどう園地及び周辺の歴史文化財等におきまして、IPU環太平洋大学及び赤磐市の主催によりまして、留学生によるぶどう収穫体験事業を行っております。こちらは、IPU環太平洋大学との連携、大学のカリキュラムの一環として、本市の農業、農村文化体験、地域住民との交流等を通じまして、留学生が本市の産業、文化を体験学習することを目的としております。また、市としては、留学生を通じた本市の魅力の再発見、産業、地域コミュニティの活性化のあり方を検証しております。

3番目に、平成30年9月8日、リゾートハウスこれさと前広場におきまして、是里むら収穫祭実行委員会の主催によります是里むら収穫祭が行われております。この収穫祭は、今年度で4回目となります。是里産のぶどうや野菜の販売と、地域の魅力をPRすることにより、地域への新たな誘客、消費拡大及び地域活性化につなげることを目的とし、当日は雨天にもかかわらず、予定を超えるぶどう、ピオーネ、シャインマスカットなどを中心としましたぶどう

約900キロの販売があったというふうに聞いております。

農林課からは以上です。

○委員長（治徳義明君） 農林課からの御報告につきまして、何か質疑はございますか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） マーケティングの用語で、K P I とかK G I とかというのがよく最近使われたりいたします。そこら辺の観点で、いろいろなぶどうに関して、この是里ワインに関して、是里むらに関して事業を行っていただいていることを考えていったら、今御説明の中には地域活性化につなげるものという、これがK G I ですよ、キーゴールインジケーター。地域活性化につなげるんだということなんですが、これはつながってるんですか。毎回地域活性化につながるような効果というのは見えてるんですか。何回目ですか、これは。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

○農林課長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 是松課長。

○農林課長（是松 誠君） 是里むら収穫祭についての御質問でよろしいですか。

今年度で4回目ということで認識しております。こちら先ほど説明させていただきましたように、地域の方がぶどうの収穫時期におきまして是里の地でお客様を案内し、ぶどうの生産組合のみならず是里地域の方々、区長を初め有志の方を含めまして、誘客の活動に取り組んでおられます。活性化につきましては具体的な数値は持ち合わせておりませんが、地域の方が総出で活動されておるということで、そういうことにつながっているというふうに認識はしております。

以上です。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 効果が出ないからやめなさいよとかということを申し上げるつもりはありません。大変うちの赤磐市にとって大切なものでしょうし、やり方によっては化ける可能性もあるんです。だから、これは4回目、5回目、6回目ということで続いていただく、継続の努力というのをさせていただかなければいけないんですが、もうちょっとやり方に工夫を加えて、地域の方々だけが楽しんで、以上終了ということではなくて、ここに書いてある誘客ということをもっと岡山市内からとか、交通の便が悪いところですから、このときだけは臨時バスを出す、ふやす、そういったような取り組みをすとかということ、やるんならちゃんとやってもらわんといけんし、今みたいに地域の方々や喜んで、ことしもやってくれたなあ、よかったなあと言うて、職員さんと地域の方々の何かボディランゲージがわりに、かえてもらうんでは、ちょっと公金の支出としてはちょっと不適切なのかなと思うようなところがあるんです。これは赤磐市全体のことでおやりになられるわけですから、やっぱり何かやり方というのをもうちょっと見直していただいて、みんなが、あるいは外からというようなところ

につなげていくようなことというのは、4回目ですから、もうそろそろ来年に向けて考えていかなきゃいけない時期に来てるんじゃないかなと思ったりするんですが、今まで4回やってもらって、またことしやってもらって、どういう印象を持っていただいていますか。来年はどのようにそれを生かしていこうと思われているか、それについてちょっと説明いただいてもいいですか。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

是松課長。

○農林課長（是松 誠君） こちらの是里むら収穫祭につきましては、是里むら収穫祭実行委員会のほうで行っていただいております。先ほども説明させていただきました実行委員会の中に、ぶどうの生産組合あるいは是里地区地域住民が入っておられます。こちらの方々の活動ということで、赤磐市からの直接的な財政の支援はしておりませんが、これらの実施に際しまして、側面から活動の支援は職員としてさせていただいております。

その中で、御提案がありましたバスの運行でありますとかということのも非常に有効な方法であるというふうに考えます。今後、来年以降さらにこの収穫祭が是里を含め吉井地域、赤磐市全体へ活性化が波及するようなやり方でできるように、地域の方々、実行委員会の方々と協議を進めていきたいと考えております。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） とても前向きなお話だと思んですが、予算をつけてないから、手放しで向こうにやってもらってるから、できる限りのことしかしないんだではなくて、やっぱり財政支援というか予算の支援も含めて、できる限りのことをやって、こういった地域活性化だというのであれば、うちの赤磐市も乗れるところがあるんですから、乗ればいいんじゃないですか。乗らせていただいて。それで、いいものをつくって赤磐市の知名度が上がるのであれば、何か変なシティプロモーションかなんかと何千万円もお金を使って旅行するよりはよっぽど有効的ですよ、これは。大阪の駅へ行っって、東京の駅へ行っって、何かシティプロモーションで沖縄のほうに行ったりして、何かぴらぴら、ぴらぴらしても効果は出ないでしょう。それよりは地に足のついたことをやったほうが、僕は絶対やったほうがいいんじゃないかなと思ったりするんです。だから、問題意識を持っていただいているということですから、非常にいいと思いますので、これを5回目、6回目ともうぜひつながっていくような取り組みを本気で考えてください。また企画の御提案をしていただいたらいいんじゃないかなと思って。

ということなんですが、これはちょっと関係すると思うのですが、DMOには関係しないんですか、これは。かかわれないんですか。どんなんでしょう。そこが質問なんですけど。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） 先ほどDMOに絡めないかという御質問でございました。

是里収穫祭につきましても、一つの資源であると考えておりますので、DMOのほうにかかわっていただけるようなことも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） 佐々木副委員。

○委員（佐々木雄司君） DMOに絡めていこうということであれば、当然イベントの中身であつたりというような、中身を充実させるというようなことも必要になると思うんです。だから、そこですよ、課長。担当者として、それがDMOにかかわっていくかどうかというところをしっかりと地元のほうの方々と話し合いをしながら、できるできないもあるでしょうしね、向こうは。だから、できる範囲はどこまでなのか、できないところの部分でDMOにかけるためには、どういうところを埋め合わせをしていかなければいけないのか、そここのところが市ができるのかできないのかというところでお考えいただいたら、いいものができるんじゃないかなと思いますけど。ぜひ、ちょっとまた御検討いただきたいということで、要望を添えさせていただきますので終わります。

○委員長（治徳義明君） 答弁はよろしいですね。

○委員（佐々木雄司君） はい、結構です。

○委員長（治徳義明君） そのほかに。

行本委員。

先ほどの農林課の御報告に対するの質疑です。

○委員（行本恭庸君） 絡めたところがどうこういうんじゃないしに、関連で質問してもいいですか。その他のその他で。

○委員長（治徳義明君） その他のとき、もし全然関係ない……。

○委員（行本恭庸君） いや、関係ねえことはないけど、それは関係する……。

○委員長（治徳義明君） ほんなら、とりあえず。まあその他に入ってるので。

○委員（行本恭庸君） 収穫祭にはこの間私もお邪魔したんですけど、ワインにしたら値段が上がった、高くなった。誰が高うしたんか知らんけど。在庫がたくさんあって処分せないけんものを、何で値段を上げるんじゃろうと、私はどうも理解がいかんのが1つと、それからもう1つは、今のここにも書いてあるように、1番目のところで、ワイン用のぶどうの収穫を体験してもらおうんじゃないというようなこと、それはせられりゃ結構なんです。だけど、その収穫が現実的に、データの的に出していただかにも私もわからんのですが、ワインをするためにはワイン用のぶどうがなけりゃいけんわけじゃ。いいものは皆、それはワインにしませんよ。値段がいいものは売るわけですから。だから、今度はそれだけのワイン用として生産していただければいい収穫量がどのくらいあるのか、それからまた、それをどの程度の金額で買い上げされとんか。それも、買い上げの値段もさることながら、収穫量自体がどういう推移をたどるとんか。

それから、それが結局是里の、今ドイツの森でつくりようるワインにつながってきとるわけですから、そこらがどうなっとんか知りたいんですが。きょうわからなければ、別にきょうに限って答弁してもらって問題じゃないんで、次回でもその次でも結構ですから、大体全体的な流れがね。そうしたときに、ほんならワイン、もう今回も330万円からの赤字を出しとる、大赤字じゃ、今までで最高ぐらいじゃと思うが。そういう状態で今ある中で、続けていけるのかどうか。そこらにつながってくると思うんです。だから、このことについて、これに水をかけるわけじゃないんじゃないけど、関連として、将来展望の中で続けていくんなら、どんどんワインを製造する、量もつくっていただかにゃいけん。それからまた、つくったワインをいかにして販売するか。販売せずつくるだけじゃったら、それはもう金をかけてみるだけじゃから。そういう計画が、特に今厳しいワインの製造、問題が今できとるわけです。だから、そこをどういうふうにするのか、やっぱりそういうものがわからんなら、こっちも質問するのにしにくいし、それから実際どこまで把握されて、例えばいうたら失礼ですけど、市長やこうにしても、どれだけのものがわかって社長として座とられるんか。ほんまずと将来的に続けていける可能性があるんか。ないもんなら、もうやっぱり早う手を切らんことにゃあ。どんどん、どんどん赤字が出たって、誰がかぶるのやら。赤磐市がほとんどかぶるわけでしょう。

だから、そこらをもうちよつと、これはもう今に始まった話じゃない、前からずっと。毎回決算書を見たときには、いつも質問が出て、私も委員長しとる時分には、もう4回も続けてこれをやって、井上市長がもう審議未了で結構ですというようなことになったわけですから。

だから、そういうことをぜひ、やっぱり皆さんがよく知られて、状況というのを。それで、それをどういうふうに打開していったら存続できるんか。でも、何ぼ考えても余地がないんなら、もう早期に手を切らにゃいけんし。そういう段階に来とんじゃないかと思えますんで、この問題は非常に大事な問題なんで、ぜひ委員会で皆さんに納得していただけるような説明をしていただき、また計画も聞かせていただきたいんで、ぜひよろしく願います。

答弁できるところがあれば、していただければ結構です。

○委員長（治徳義明君） 是松課長。

○農林課長（是松 誠君） ワイン用のぶどうの収穫祭ということで実施しております。昨年とことしの収穫につきましては、重さで平成29年度は約5,000キロ、それから本年度、平成30年度は約5,100キロの収穫があったというふうに報告を受けております。

以上です。

○委員（行本恭庸君） 横ばいじゃな。

○農林課長（是松 誠君） そういうことです。

以上です。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

また次回、お願いいたします。

そのほかになれば、農林課の報告に対する質疑は終了しますけど。よろしいですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（治徳義明君） 引き続きお願いします。

歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） それでは、商工観光課からその他で御報告のほうをさせていただきます。

産業振興部資料の4ページからでございます。

その他としまして、(1)事業の進捗状況についてということでございます。こちらにつきましては、資料の5ページのほうをお願いいたしたいと思います。

資料の5ページのほうに表のほうをつけさせていただいております。特産品のPRや観光PRのイベントについての御報告でございます。番号1番から5番までが実施済みの事業でございます。主なものとしましては、1番のFOOD EXPO 2018、こちらでございます。8月16から18日の間香港で行われましたFOOD EXPO 2018でございます。ことしにつきましては、西山ファームさんが白桃とシャインマスカット、こちらの商談あるいはイチゴ狩りや桃狩りのPRのほうを行っていただいております。

また、職員による赤磐市観光PR、それから旅行社、雑誌社訪問などを行っておるところでございます。

それから、2番から5番については、資料のほうをごらんいただけたらと思います。

資料の6ページから8ページに、1番から5番までの各事業の写真のほうをつけさせていただいておりますので、こちらのほうも後ほどごらんいただけたらと思います。

観光イベントの6番、7番です。6番、7番はこれから実施するものでございまして、6番、胸キュン!あかいわ in 東京都庁、こちらにつきましては新規の事業でございまして、9月26日水曜日から10月2日火曜日、こちら1週間東京都庁の全国観光PRコーナーで行うものでございます。ぶどうや白桃のコンポート、米粉クッキーやグラノーラなど特産品の販売、あるいはポスターやパンフレット、広報大使の海老瀬はなさんによる観光PR、それから赤磐市のマスコットキャラクターあかいわモモちゃんのグッズの販売などを予定しておるところでございます。

7番目です。7番は、10月7日岡山農業公園ドイツの森が、ベッキオ・バンビーノ2018秋季大会のチェックポイントとなることでございます。チェックポイントにおきまして、参加者のお出迎え、あるいは赤磐市の観光情報の発信のほうをさせていただこうと思っております。

濟いませぬ、(2)でございます。(2)としまして、あかいわ山陽総合流通センターのホリカワ運送株式会社の用地についてでございます。

資料の9ページのほうをお願いいたします。

資料9ページ、山陽インターチェンジの南側にあります③と書いてあるところでございます。

す。こちらがホリカワ運送株式会社の流通業務施設でございます。この区画につきましては、ホリカワ運送株式会社におきまして農地転用、開発工事の完了をしているところでございます。このたび、跡地に他の事業者が物流施設の建設を予定している旨の情報がありましたので、お知らせのほうをさせていただきます。

具体的には、これから計画がなされるように聞いておりますので、わかり次第情報提供のほうをさせていただきたいと思っております。

商工観光課からは以上でございます。

○委員長（治徳義明君） ただいま商工観光課からの報告がありました。

これにつきまして、質疑はございますか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） イベントについてお尋ねをします。

これは、1番のFOOD EXPOなんですが、これは市長、一番最初のときに行かれたんですっけ、これ。行かれたんですか。

○委員長（治徳義明君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 第1回のときに行かせていただきました。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 何で毎回行かないんですか、市長。何か行かない理由があるんだったら。

○委員長（治徳義明君） 友實市長。

○市長（友實武則君） スケジュールの関係もありまして、ここ何回かは行けておりません。以上です。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） せんだって一般質問で、先輩議員がスリランカの子供の派遣の話をしていただきましたけど、あれは3月には武力衝突が起こってるんですね、あそこで。イスラム武装勢力と地元のヒンズー教徒の間で。宗教対立による武力衝突です。これは1週間ぐらいで鎮静化して、2週間ぐらいで非常事態宣言は解除されていたようですけども、外務省のほうでは危険地域ということで、たびレジなどに登録をして注意を怠らないでくれというようなところに、市長みずからが引率して子供を、大切な大切なよそさんの子供を、義務教育の子供を連れていかれて、大人を連れていかれるんだったら、もう自己責任でしょうからあれですけども、子供をという話になったら、僕はそれはどうなのかなあと思うようなところがあって、むしろこっちのほうに、向こうも大切だったのかもしれないですが、この産業建設常任委員会としては、こういうところに行かれたほうがいいんじゃないかなというような気がするんですが、市長、どう思われますか。

○委員長（治徳義明君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 御提言を尊重させて、今後考えたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） もう1点お尋ねをするのが、主催で赤磐市になってるのがありますよね。それぞれの、ごめんなさい、予算があれば予算をちょっとそれぞれ教えてもらえますか。出るか。なら、ちょっと質問を変えます。

6番の東京都庁じゃけども、これは予算が出るか。どのぐらい予算を組んでもろうとんじやろうか。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） 御質問の予算なんですけれども、申しわけないんですけど、個々の予算というのは組んでなくて、全体で組んでおりますので、済いませませんがお答えができません。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ、ちょっと質問を変えますけど、東京都庁でこういうブース展開を、仮店舗展開というんですけど、していただいているわけですが、これはもう自前、うちの赤磐市が全部一から十まで段取りをしておやりになられるのか、どこかイベント企画会社さんみたいなものが入っているのか、そこをちょっと聞かせていただいてもいいですか。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） こちらのイベントにつきましては、イベント会社のほうへは委託のほうはしておりません。自前でございます。

それから、今回につきましては、販売物品等について地域おこし協力隊の方に御協力をいただきまして、事業の実施のほうを進めたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 地域おこし協力隊はたくさんいるんですが、どこの地域おこし協力隊ですか。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） 地域おこし協力隊は、吉井地域で活動をされている成田さんでございます。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） 済いませ、ちょっとだけ確認させてください。

今の御答弁で、個々の事業の予算は組んでませんみたいなのははっきり言われてましたけど、それはそれでいいんですか。一括して組んどって、個々の予算は組んでないという、こう

いう御答弁、それはそれで……。

いや、議事録に残るので。それでよろしいんですか。ちょっとその確認をさせてください。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） 濟いませぬ。観光PRの全体事業のほうで組んでおりますので、個々という、その中で事業のほうを展開させていただいております。観光PR全体の予算につきましては、今手元に資料がございませんのでお答えができません。申しわけございません。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） これ、じゃあ、濟いませぬ、中身を教えてほしいんですが、1週間ですよ。職員さんが行かれるんだと思う、何人が行かれるのか、交通手段は飛行機なのか新幹線なのか、宿はどうしたのか、ここら辺を教えてください。あと、向こうにものを搬送するんであれば、運送会社さんを使うのか、それとも手持ちで行かれるのか、ここら辺を教えてください。いいですか。

○委員長（治徳義明君） わかりますか。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい、歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） 職員でございます。職員につきましては、通常時ですと職員が2人と地域おこしの方、それからイベントのときに応援として職員がプラス2名の予定でございます。ちょっと交通手段については、今決定のほうはしておりませぬ。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 宿泊が伴う人というのは、延べ何人になるんでしょう、ということになると。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） 宿泊を伴う人員については、延べ21人となります。

以上でございます。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

ちょっとよろしいですか。ちょっと委員長のほうからお願いしときます。報告されることにつきまして、ちょっと概略をきちっと答弁できるように事前の準備をお願いいたします。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 21名、延べ人数が。7で割ると、まあ大体3ですよ。平均3で、ばらつきはあるんでしょうけども、かなりお金がかかりますよね。これだったら、地元の東京のイベント企画会社さんに丸投げして、いいものをしていただいたほうがコストが安くつくん

じゃないかなと思うんですが、そこら辺の対比というか、見積もりをおとりになられて、この企画の内容を出してもらったりというようなことをおやりになられてるんですか。今回はそうではなくて、もう自分たちでやろうということで、自前でやることを決定されたんですか、これ。

○商工観光課長（歳森信明君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 歳森課長。

○商工観光課長（歳森信明君） イベント会社さんへの委託のほうは、今回は検討しておりません。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） いろいろやり方はこうだというような形は、こういうものというのはないのは存じ上げてますので、これがいい結果が出るのか、それともイベント会社へしたほうがいい結果が出るのかというのはやってみなきゃわからないところなんで、やる限りにはもういい結果を出してもらうために、委員会のほうでここまで細かく尋ねられたわけですから、その意味合いというものを感じていただいて踏ん張っていただいて、結果を出していただくように、行く限りには努力していただきたいと思いますので、済いません、そこら辺のところもよろしく願いいたします。答弁は結構です。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

そのほかに。

行本委員。

○委員（行本恭庸君） 委員長も下手に出て物を言うちゃいけん。委員会をばかにされとんで、おめえ。事業をこれだけ出してきてじゃな、全体事業だけでどねん、こんな井一杯、ほんならこれだけやるから、おめえはこれで分けて物事をやれというんじゃなからう。

○委員長（治徳義明君） はい、そりゃあそうですね。

○委員（行本恭庸君） ここに皆、事業の予定を組んで、そうすりゃあこれだけの金が要するというふうな、それを委員会で言われて、言えれんような委員会じゃったらおめえ、委員会はやめえ、もう。

○委員長（治徳義明君） ですから、ちょっとお願いをしたわけです。

○委員（行本恭庸君） 当たり前じゃ、おめえ。できんのやったら、委員会になりゃへんじゃねえか。なめられとっちゃおえんで、おめえ。

○委員長（治徳義明君） なめられるとか、言い方は別としてお願いを私のほうからさせていただきますんで、御理解をお願いいたします。

○委員（行本恭庸君） 何が言う、丁寧な言い方で、わしゃあそういう言い方はせんから、ずばっと物を言ようんじゃけど。

○委員長（治徳義明君） それはもうキャラクターの問題なので。

○委員（行本恭庸君） 何でおめえ、こけえ7つもやって、まだ消化してねえ分もあるけど、消化しとる分がほとんどこんだけあるじゃねえか。

○委員長（治徳義明君） 改めて、でしたら行本委員のほうからもお話がありましたし、しっかりと答弁できるような準備のほうをお願いいたします。強くお願いを申し上げます。

○委員（行本恭庸君） ちゃんと聞かれたらわかるように、さっきの資料とか持ってきとけ、このあほう。

○委員長（治徳義明君） ちょっと言葉のほうを控えてください。

行本委員の言われることはよくわかりました。再度お願いをしましたので、よろしく願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） なければ、引き続き。

○建設課長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 杉原課長。

○建設課長（杉原洋二君） それでは、建設課のほうから資料に基づきまして説明をさせていただきます。

建設事業部資料のその他、赤磐市空家等対策協議会委員の選出結果についてです。7月2日に……。

○委員長（治徳義明君） ちょっと静かにお願いします、聞こえないので。

○建設課長（杉原洋二君） 施行しました赤磐市空家等の適切な管理の促進に関する条例、これに基づきまして空家対策協議会委員のほうが決定了いたしました。

1ページのほうをごらんください。

資料のとおりとなっておりますので、御報告をさせていただきます。任期につきましては、30年9月1日から32年8月31日までの2年間となっております。

以上です。

○委員長（治徳義明君） お願いいたします。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） お尋ねします。今回、協議会の委員が立ち上がって、いよいよ空き家対策というようなものが動き始めるんだと思いますけども、この空き家対策というものを行うことによって、何らかの新規産業というものも起こってくる可能性がありますし、既存の業界、こういったようなところが空き家対策が動くことによって新しい営利を出してくるようなところもあると思うんですが、そこら辺の経済効果の検証はできていらっしゃるでしょうかというところと、新規産業、考えられるものへの創出というものはどういうものがありますでしょうか。

○委員長（治徳義明君） 杉原課長。

○建設課長（杉原洋二君） 今現在、新規産業におけます経済波及効果、こういったものの検証は、まだ事業が始まっていない段階でできておりません。しかしながら、今後考えられる新たな産業の展開といたしましては、空き家の管理サポート事業……。

○委員（佐々木雄司君） ちょっと待って、管理サポート。

○建設課長（杉原洋二君） はい。こういった事業のほうが考えられるかと思います。このような内容につきましては、空家管理計画の中にもある程度の明示をさせていただいているところでもあります。

以上です。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 管理サポートについて、もう少し詳しくお願いできますでしょうか。管理サポートというのは1つの業態なのか、この管理サポートの中に、例えば水道があったり、建物の管理があったり、樹木の伐採があったり、いろいろ項目があったりすると思うんですけども、そういったような一つ一つのことをおっしゃられてるのか、それとも1業態としてイメージされてるのか、どちらでしょうか。

○建設課長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） はい、杉原課長。

○建設課長（杉原洋二君） 管理サポート、これはまず、遠隔地に暮らしておられる方が市内にあります実家、これを定期的に見回り、パトロールするというだけのものがございます。これに伴いまして、空き家、当然雨風にさらされて変化をしております。樹木につきましても繁茂、成長をしていきます。雑草についても同様でございます。こういった状況がはっきりとわからない状況で、これらは管理結果によりまして伐採が必要であればお客様のほうに伐採が必要でありますよというような投げかけをして、それからまたお客様のほうにその代金とは別に伐採料、剪定料、草刈り料、雨具、雨戸の修繕、こういったものをまた別途発注をしていくというような状況のものであります。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ということになりましたら、関連する今既存のある業界のほうで新しく経済のパイがふえる、そういった可能性は十分考えられるという、そういった認識でよろしいですか。

○委員長（治徳義明君） 杉原課長。

○建設課長（杉原洋二君） 現在そのような認識をしておるところであります。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ありがとうございます。

赤磐市の経済のパイがふえていくということは、まさに所管するこの委員会が携わっていかねばいけないところだと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

それで、お尋ねをするんですが、この管理計画というものが出来、対策協議会というものが立ち上がっていくわけですが、赤磐市はこれに対して、空き家対策に積極的に向き合っていくのか、つまり赤磐市が積極的にかかわっていけば、空き家に対する管理というものの件数がふえて、そこから、要するに経済のパイがふえていくということが想定されるわけですが、赤磐市が余り積極的でなければ、今までどおりそこに空き家あるだけで草はぼうぼう、軒が垂れ下がってる、見回りも余り本気でしていただけないということで、せっかくの産業というか経済のパイというものが熟さずにそのところに置かれるというようなことも考えられると思うんですが、どのぐらいの本気度といいますか、経済のパイを見据えて考えていくのかどうなのかということ、ちょっとお考えがあったら教えていただきたいんですが。

○委員長（治徳義明君） 杉原課長。

○建設課長（杉原洋二君） まず、空き家対策をとっていく際に、やはり所有者自己の責任、所有者みずからが空き家の適正管理を果たしていれば、空き家問題というのは生じていかないという認識であります。空き家になる際には、やはり相続人様等がみずからその空き家を適切に管理していただくという社会教育といいますか、そういった認識はそういった計画の中のほうで普及活動していかなければならないと考えるところであります。しかしながら、不幸なことにして、空き家となって管理されない放置空き家がふえることに対しましては、市のほうとしても周辺住民のクレームを1件でも少なくするという方向で積極的にそういった問題の解消にはあたっていきたいという所存でございます。

○委員（佐々木雄司君） 結構です。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございます。

そのほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） なければ、杉原課長のほうの御報告を終了いたします。

引き続き、お願いします。

○建設事業部参与兼地域整備推進室長（加藤孝志君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 加藤参与。

○建設事業部参与兼地域整備推進室長（加藤孝志君） 地域整備推進室では、今回都市計画マスタープランの改定につきまして、パブリックコメント、市民意見の募集を開催しようと考えております。

建設事業部委員会資料3ページ以降、今回パブリックコメントという形で公表させていただく、これはホームページの素案文になっております。

まず、意見の募集につきましては、都市計画マスタープランの素案に基づいて、その方針、

内容に関する意見を募集いたします。意見提出者の対象は、市内に在住、在勤、在学の方を対象とさせていただいております。

また、計画の閲覧及び意見書の提出については、ホームページのダウンロードないしは本庁の窓口において指定の用紙等を配付させていただこうというふうに思っております。

意見の提出方法については、これまでのパブリックコメントの提出方法を踏襲しております。

意見の募集の期間につきましては、平成30年11月1日から1カ月間、11月31日までとさせていただきます。

また、このマスタープランの改定を、パブリックコメントを実施するに当たって、県との協議をしております。県南広域都市計画区域マスタープランとの、上位計画との整合につきましては、県の担当と協議の結果、おおむねオーケーであると、上位計画に整合をとっているという形で返答をいただいております。

また、このパブリックコメントにつきましては、なかなか参加、意見等を出していただく機会、ないしは意見の数が少ないという御指摘も以前いただいております。市内でのイベントないしはさまざまな広報、PR活動を使いまして、どんどん積極的に情報発信をしていきたいと考えております。

また、広報あかいわにつきましては、10月号に現在掲載する予定とさせていただきます。

内容につきましては以上になります。

○委員長（治徳義明君） よろしいですか、報告。

この件につきまして、何か質疑はございますか。

佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それは、質疑はあるんかと言われれば、物すごうあるんです。

ただ、先生方がこちらへいらっしゃる中で、僕が思っているものやっしてしまいましたら、皆さんに御迷惑を、お時間をとってしまっ御迷惑になってしまいますので、何点かだけちょっと要約して質問させていただきたいんですが。

しかしながら、こちらのところで要約ですから、あと委員会の性質、皆さんでこちらの時間を共有しているというところ、こういったようなところも踏まえた上での要約ということで、こちらの中で、これは最初に言っておきたいんですが、私が触れてないからといってそこに問題意識を感じていないというわけではなくて、問題意識を感じていることはたくさんある中で、時間が限られている、こういった限定されている中で言わなければいけない、数少なく要約してますよというところだけ踏まえて、質問させていただきたいと思うんですが。

まず後ろに計画をつけてきていただいているんですけども、マスタープランの改定ということで計画をつけてきていただいているんですが、これをお決めになられる際に、これは誰が決めた

んですか。市民の意見を何で聞いた上で、これをつくっていただけないんですか。そこをまず、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（治徳義明君） 答弁を求めます。

○建設事業部参与兼地域整備推進室長（加藤孝志君） はい。

○委員長（治徳義明君） 加藤参与。

○建設事業部参与兼地域整備推進室長（加藤孝志君） 今回のマスタープランにつきましては、担当のほうで策定のほうをさせていただいております。また、今回の都市計画、ないしはこのような計画を策定していく上では、市民の利害に直結する計画という形で行政が整備の効果や経済性、安全性などさまざまな観点で計画の素案というものを策定させていただいております。この内容につきまして策定をさせていただき、その計画の内容につきまして市民のほうにお諮りをさせていただくという形の手法をとらせていただいております。

以上です。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 市民からのパブリックコメントが、何やってんのというようなパブリックコメントが続出した場合、この計画というのは変わる可能性があるんですか。それとも、これで行くんですか。

○建設事業部参与兼地域整備推進室長（加藤孝志君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 加藤参与。

○建設事業部参与兼地域整備推進室長（加藤孝志君） 仮にこの意見なり、意見のほうでこの計画に対する反対意見等が多い場合には、その意見の内容につきまして十分精査していく中で、私どもが見落とししているような内容がもしあるのであれば、計画のほうの再検討が必要だというふうに考えております。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それはそうなんでしょうけども、それはもう自分たちで自分たちを縛るというような形、自己判定というような形になって、これはもうフェアなことではなくて、フェアな範囲でこの話を進めていくのであれば、外部組織みたいところに判断基準を設けていただいて、それによって正しくジャッジをしていただくとかしていただく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺の検討をしますかということと、あとまちづくりの中心市街地をどこに定めるかとかといいましたら、土地絡みの話を今までずっとさせていただきましたけども、これは利権ですよ。土地が上がったり上がらなかったり、あるいはそこのところで建築が発生したり開発が発生したりということで、そこに利権が発生するわけですよ。ということになったら、どうしてここに決めたんだということは、あなたたちが勝手に、私たちが決めました、ここが適性でしたというようなことではなくて、やっぱり外部の意見というものもしっかりそこのところに取り入れた上で決めていかないと、根拠、これはプ

ルーフという言い方をさせていただきたいですけども、文字どおりそこを失うんじゃないかなと思うんです。政策のスタートとしては、民主主義でしょうから市民の意見というものが行政において一番大切なところで、その市民の意見というものが全く聞かれもせずに、耳を傾けられることもなく、外部の有識者も、まちづくりの外部のまちづくりに対する計画の段階ですよ、審議会ではなくて。決まったものを審議するというのではなくて、まちづくりの計画のものについて外部の方々が全く入らずに、行政の都合と一部コンサルタントたちの都合と、こういったようなところだけで物事が進んでいくって、これはおかしくないですか。と僕は思っています。

〔「コメントに書かれえ」と呼ぶ者あり〕

○委員（佐々木雄司君） いや、僕は議員なんで、こちらの議員なんで委員会に出ていますから、委員会の委員としての声として、それは伝えてるつもりなんですけども。

○建設事業部参与兼地域整備推進室長（加藤孝志君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 加藤参与。

○建設事業部参与兼地域整備推進室長（加藤孝志君） 先ほど佐々木委員の……。

○委員長（治徳義明君） ちょっと待ってくださいね。

済いません、12時が来ましたけれども、引き続き終了までやらさせていただいてよろしいですね。

○委員（佐々木雄司君） すぐ終わります、大丈夫です。すぐ終わりますから。

○建設事業部参与兼地域整備推進室長（加藤孝志君） 佐々木委員の御質問ないしはお話の中で、説明のほうをさせていただこうと思います。

今回、パブリックコメントにより素案を示させていただき、市民の方々から意見をいただくという状況をつくらせていただいております。出されました意見、さまざまな意見が出てくると思います。これらを積み上げ、再度案を作成ないしは修正が必要だと考えております。この修正された案を市民の代表の方々ないしは議員の代表の方が参加される都市計画審議会という外部組織、そういう計画審議会のほうに諮らせていただき、その案の妥当性といえますか、案の審議をしていただくというふうに考えております。これが外部の意見という形で、私どものほうは考えさせていただいております。

○委員長（治徳義明君） 佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 外部の意見なんですけど、順番が違って、審議会に出す計画自体を何で外部の意見を聞いた上で計画に入らないのかというところ、私は、これはブログでも書かせていただいておりますけども、そもそも私が7年前からこれは言い続けてきた政策ですから、まちづくりについては推進派なんです。それをどうしてこういうふうに慎重な意見を述べさせてもらうかといいましたら、手順、手続が守られていないような気がするんです。ですから、アンケートをしっかりとっていただいて、その中で最適地ということで今そちらのほうを示してい

ただいている河本、岩田地区、こういったようなところがみんなの、住民からの意見の総意として決まるんだったら、よしやりましょうという話なんです。誰よりも先頭に立ってやりませよ、私。自分の政策でもありますし。やろうやろうとやります。ただ、そのところが決まらずに、反対に利権がそこら辺に転がっているにもかかわらず、ここのところに市民の話も全く耳に入ってくることもなく、こちらのほうがずぼっと決まってしまったと、決まってしまうつつあるというところに、私はやっぱりこの話のおかしさを感じるんですよ。だから、手順、手続は明確にしましょうと、その中で計画を立てましょう、その計画を立てたものを審議会にかけて、もしそこで承認が得られるのならば、それは赤磐市の民主主義の手法が守られてるわけですから、それはもう当然ながらそうですよねと、やりましょうよという話なんです。そのところを全く、プロセスを経てない。プルーフを失ってるんですよ、話として。だから、私は慎重な意見を述べさせていただいているんです。

もう1点言わせていただきましたら、パブリックコメントで一方向的にこうしますよということではなくて、私は市役所のほうから無作為抽出でいいんで、市民に対してアンケートをとってほしいと思います。こういったようなことを計画しているんだけど、こういった意見も委員会のほうで、あ、そういう言い方しちゃいけないんですよ。ごめんなさい、ちょっと今のは訂正しますけども、こういったようなことを市のほうとしては考えてます、これに対して意見というのはありませんかということ、吉井、熊山、赤坂、山陽、山陽団地、ネオポリス、こういったようなところにぜひ、区長さんではなくてもろに住民の声を、生の声を聞いてやってくださいよ。せめてそのところのアンケートをとっていただいて、その声が反映させられるような形でないと、私は賛成できない。審議会でも賛成できない、私。そこだけは申し伝えたいと思います。アンケートはちょっと考えてください。そこら辺、どうかちょっとお返事だけいただいて、質問を終わります。

○建設事業部参与兼地域整備推進室長（加藤孝志君） 委員長。

○委員長（治徳義明君） 加藤参与。

○建設事業部参与兼地域整備推進室長（加藤孝志君） 佐々木委員の御提案につきまして、住民の意見を取り入れる手法につきましては、アンケートないしはいろいろな説明会等々を含めて、検討のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（治徳義明君） 執行部のほうからはこれで、ないですね。

委員さんのほうから何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（治徳義明君） はい。

なお、本委員会でも不規則発言等、ちょっと議事録を精査させていただいて削除させていただきますので、その場合はですね。削除させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして第11回産業建設常任委員会を閉会いたします。

閉会に当たり、倉迫副市長より御挨拶をお願いいたします。

倉迫副市長。

○副市長（倉迫 明君） 本日は、皆様方にはお忙しい中をありがとうございました。

9月定例会提出案件につきまして、慎重な審査の上、全ての案件について原案のとおり可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

また、事業の進捗状況につきましては、熱心に御協議をいただきました。御意見を参考として取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

○委員長（治徳義明君） ありがとうございました。

これで本日の委員会を閉会とします。

皆様大変お疲れさまでした。

午後0時6分 閉会